大阪府条例第　　　号

　　　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

　職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年大阪府条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （教員特殊業務手当）第十八条　（略）　一―三　（略）　四　学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）又は補習若しくは講習（正規の教育課程に基づかない学習指導で、学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）における児童又は生徒に対する指導の業務で、勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日（以下「週休日」という。）若しくは勤務時間条例第七条第二項に規定する知事が指定する日、勤務時間条例第九条第二項に規定する休日若しくは勤務時間条例第十条第一項に規定する代休日（以下これらを「指定日等」という。）又は指定日等に当たる日以外の正規の勤務時間が三時間四十五分若しくは四時間である日（これに相当するものとして人事委員会規則で定める日を含む。以下「四時間勤務日等」という。）に行うもの　五　（略）２　（略） | （教員特殊業務手当）第十八条　（略）　一―三　（略）　四　学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）又は補習若しくは講習（正規の教育課程に基づかない学習指導で、学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）における児童又は生徒に対する指導の業務で、勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日（以下「週休日」という。）若しくは勤務時間条例第七条第二項に規定する知事が指定する日、勤務時間条例第九条第二項に規定する休日若しくは勤務時間条例第十条第一項に規定する代休日（以下これらを「指定日等」という。）又は指定日等に当たる日以外の正規の勤務時間が三時間四十五分若しくは四時間である日（以下「四時間勤務日等」という。）に行うもの　　五　（略）２　（略） |
|  |  |

　　　附　則

　この条例は、公布の日から施行する。